

法解釈と権力分立：立法府を中心に

大 西 祥 世*

目 次

はじめに

1 条文の解釈のあり方と権力分立

- (1) 司法府による解釈論のあり方
- (2) 司法府のみによる解釈のあやうさ

2 立法学と憲法学

- (1) 立法証跡をふまえた条文解釈の発展
- (2) 「憲法学としての立法学」の必要性

おわりに

はじめに

「憲法」の意味とは何か——大学の憲法学の講義で最初に学ぶこの命題は、実質的意味が2つあると説明される¹⁾。一つは、国家の統治の基本を定めた法としての「憲法」である。政府の各機関がばらばらにではなく一体となって、その国の政治を行うための基本法という意味合いである。もう一つは、立憲の意味の「憲法」である。1789年フランス人権宣言第16条「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会はすべて、憲法をもつものでない」を例に、憲法は国家の権力を分立して制限することであるとする。すなわち、憲法のねらいとは、統治についてこの一体と分立という2つの正反対の意味合いをもっていることになる。

* おおにし・さちよ 立命館大学法学部教授

ただし、両者は矛盾するものではない。調和するよう、憲法典(条文)、憲法附属法、憲法判例、憲法慣習がピラミッドのように積み重なって「憲法構造」として形成されてきた。他方、今日の日本では、権力分立制を支える立法権、行政権、司法権の「均衡と抑制の原則」が十分に機能しているとはいえない。官邸主導や内閣総理大臣の「一強」と呼ばれるように、行政権の権力が肥大化している。このような現状は、憲法構造の根本を揺るがすもので、国家の統治として適切なあり方とはいえないのではないだろうか。

そうした疑問を抱いた筆者は、2018年10月より約1年間、米国ワシントン DC に滞在してジョージタウン大学ローセンター(以下、「ジョージタウン・ロー」という)にて在外研究を行う機会を得た。そこで、全米で議会政の憲法学研究者の第一人者といわれるヴィクトリア・ノース教授のゼミに参加したり、研究室を訪ねたりして、同教授の憲法論に文字どおり面と向かって研究を深めた。日米では統治の構造が異なるが、こうした権力分立制のあり方や憲法構造がゆらいでいる現状を憲法学の領域として考察を深める意義について、共感しながら意見交換を行った。裁判所はその審査において制定法を解釈するとき、立法過程など議会における議論を参照することは権力分立原理に反するかなど、重要な問題提起もあり、多くの示唆を得た。文献研究では得難い、最新の学説の息吹を感じることができた。

こうしてともに議論した憲法学のこれらの課題はたいへん大きなテーマであり、帰国の際に筆者としても研究をさらに進めていきたいという思いを強くした。そこで、本稿では同教授の最新の著書および論文を手がかりに論点を整理して、若干の考察を加えたい。

1 条文の解釈のあり方と権力分立

ヴィクトリア・ノース教授は、2014年に公刊された著書『Misreading Law, Misreading Democracy』²⁾において、法律の制定過程や議会運営の

実際に詳しくない裁判所が、権力分立の原理を重視して、当該事案において適用する法律の立法過程（legislative procedure）や規準（canon）³⁾——当該法律が必要とされた根拠やその目的、先例、施行規則——を考慮せず、できあがった条文を文言どおりに解釈して判断することは、結果として法律の趣旨も民主主義の意義や効果も読み違えることになり、ひいては憲法の根本的な原理・原則を損ねているのではないかと指摘した。憲法の実践としてもっとも重要なことは、私たちの国の政治はどのようにあるべきか、どのような方向に進むかを、議会、大統領、最高裁判所がおのおのの役割を果たしつつ、一体性のある政府をつくることであったのに、これまでの憲法学界では、権力分立の意味合いを強調した憲法典や制定法の解釈を重視してきたことがあって、憲法にとって本来の意味合いを損ねているのではないかと、という論点を鋭く提起した、憲法学にとって重要な論考である。

米国の連邦最高裁判所および各裁判官の判決にもとづく解釈論の研究は、憲法学界では日米ともに豊かであるが、同教授のような視点の先行研究は乏しいといえよう。とくに日本では、最高裁判所と議会の関係について、裁判所による違憲審査権の適切な行使のあり方を中心に研究が重ねられてきた。民主的正統性を欠いた裁判所が、政治部門によって定立された法令を否定すると、民主主義原理と緊張関係になるという論点である。法律の解釈における両者の関係は、「違憲判断を受けた法律に関わる個別的効力説、一般的効力説という典型論点の陰に隠れて、あまり関心を払われてこなかったもののように思われる」⁴⁾という指摘もある。そこで、法律の条文の解釈のあり方について、ノース教授の問題提起を中心に検討する。

(1) 司法府による解釈論のあり方

憲法でも法律でも、その条文を解釈する権力は、司法府にのみ属するのではなく、立法府、行政府の政治過程全般にわたって出現し、その意味を

定義し、確認し、変更し続けている⁵⁾。

米国における憲法解釈権力の位置づけや統治機構のいずれの部門の解釈が優先するかについては、権力分立原理を視座として、日本の憲法学界ではすでに多くの先行研究がある。連邦最高裁判所の解釈が優先するという立場と、議会、大統領、最高裁判所の各部門が対等な権限をもつというデパートメンタリズムの立場のちがいである。

また、裁判所が司法審査の際に、憲法や法律の条文をどのように解釈して適用するかについての米国内の論争に関する研究もある。簡単に整理すると、アントニン・スカリア連邦最高裁判所判事が主張した⁶⁾法の文言(テキスト)に集中させる⁷⁾文言主義(textualism)と、政治部門の意向を汲み取って解釈する議会意図主義(intentionalism)、条文の合理的な目的を志向して解釈する目的主義(purposivism)、さらには、憲法制定権者の意思を尊重する原意主義(originalism)、現況に即した対応を試みる生ける憲法主義(living constitutionalism)の比較研究⁸⁾である。プラグマティックなアプローチをとるスティーブン・ブライヤー連邦最高裁判所判事の主張もある⁹⁾。

おのおのの解釈論のちがいは複雑で、その理論研究はたいへん緻密であり¹⁰⁾、紙幅の限られた本稿では詳細に立ち入ることができない。ただ、文言主義を唱えたスカリア判事は、本稿の論点である法解釈における議会との関係について重要な指摘をしている¹¹⁾ので、部分的ではあるがその内容を扱っておきたい。

スカリア判事は、法解釈の際は条文の文言のみを参照すべきものであり、議会における立法史(legislative history)を用いることに強く反対した。米国では19世紀末まで裁判所は立法史を参照してはならないという見解が支配的であった。文言主義は、これとほぼ同じ立場で、裁判官はできあがった条文の文言の客観的意図を探り、自らの良心に従って独自に解釈して適用する、という考え方である。いいかえれば、立法過程での議論の内容や議会の意思を汲み取らない解釈の方法であるため、司法権の議会に

対する優越的な立場をとる¹²⁾。裁判所は議会の忠実な機関ではない、という趣旨である。

スカリア判事のいう「立法史」は、議会での諸議事（proceeding）の意味であり、議会の①委員会における公聴会記録、②委員会報告書、③本会議の議事録が念頭に置かれていて¹³⁾、日本でいう立法過程とほぼ同義といえよう。今日の実際の裁判では、立法過程での議論は準備書面や口頭審理での主張に引用されることもある。

しかし、スカリア判事はくりかえし、立法史の利用は誤りであると強く否定する。その理由は、第一に、憲法構造は、人治、すなわち、立法者である議員という「人」の下に統治されるのではなく、法治、すなわち、法律という文言による統治を予定しているからである。解釈において立法史が利用される場合、裁判所による解釈の目的は議会意図（intent of the legislature）を探り、それに支配されることが前提となる。スカリア判事は、裁判官が行う解釈の本来の目的は「法の真の意図」を発見することである、と述べる。

第二に、立法史から議会意図を探ることは事実上不可能であるからである。立法過程の複雑さ、議論されるテーマに関心をもつ一部の議員が委員会に参加して議論を行っているといった事情があるので、偽の議会意図が提供されやすいことを問題とする。また、解釈に際して裁判官個人の主観的偏見が混入する危険性を問題視し¹⁴⁾、明言されていない議会意図を裁判官が自ら変形させて解釈することもできる¹⁵⁾ことも弊害とする。

(2) 司法府のみによる解釈のあやうさ

こうした文言主義に対して、ノース教授は批判を加える¹⁶⁾とともに、法律を解釈する際は立法証跡（legislative evidence）を参照すべきである¹⁷⁾と提起した。

立法証跡は、筆者の理解するところ、立法事実や立法史に立法過程（議会運営・議事運営）も包摂されることが特徴といえよう。すなわち、立法事

実、立法過程、議会の本会議や委員会における議論で示された立法者意思も含意する。同教授ならではの、かつて連邦議会上院司法委員会の法律顧問であった実務経験に基づく主張である。そこで、同教授による立法証跡を参照すべきとする理由を、次の3点に整理しておきたい。

第一に、なぜその法律が必要とされて制定されたのか、という立法事実が重要だからである。なお、ここでいう「立法事実」は、芦部信喜教授による「法律を制定する場合の基礎を形成し、かつその合理性を支える一般的事実、すなわち社会的、経済的、政治的もしくは科学的な事実」¹⁸⁾という定義と同旨であると思われる。ただし、合憲性審査の議論の際の論点である「立法事実(論)」と異なることは留意しておきたい。

立法事実には優先順位のヒエラルキーがあり、立法事実のすべてが条文として法律に盛り込まれるわけではない。議会は多数の利害関係者を調整して合意形成をめざすため、法案づくりの際は立法事実優先順位をつける。また、条文の文言は一般的に適用されるため、説明過多にならないようなるべく短い文章になるようめざしてまとめられるが、他方、多義的な解釈が生じないようにする。その際に、何が劣位とされて削除されたかや、より一般的な言葉に置きかえられたのか¹⁹⁾など、どのように立法事実が扱われたかを考慮することが、解釈の際に重要である。

第二に、立法過程についての十分な理解が重要だからである。裁判官は、連邦議会の議院規則、先例、慣習にも十分に精通していない。また、立法にあたっては、多数の当事者の複雑な利害関係を調整するしくみがある。法案の成立に必要な過半数の賛成をどのように得るか、上院でのフィリバスターを乗り越えるにはどのような議会運営を行うか。実際の議会運営、議事運営においてどのように法案が変遷していくかのプロセス²⁰⁾はたいへん複雑で難解であるが、それを理解することも解釈の際に重要である。

第三に、本会議や委員会における議論である。論点がまとまって提示される委員会報告書がとくに重要である。議院における実際の議論を参照す

ることで、その法律の制定を必要とする立法者意思が明らかになる。

なお、いうまでもないが、裁判所の役割として、立法されたときに議会ですべて実際に考慮された事実を事後的に検討する作業に限定されるのではなく、当時の立法者が見落としていた論点²¹⁾や、立法事実が変遷した論点を考慮することもありうる。

立法証跡を参照することは、裁判官が適用する条文を選び好みにしたり²²⁾、スカリア判事が懸念した司法審査の際の恣意的な「立法事実」の認定を防いだりすることも期待される。とくに、立法過程で多数派と少数派の意思が異なった場合に参考になるであろう。この点は「2」で扱う。

2 立法学と憲法学

法律が制定されたときに議会が考えていた「立法事実」と、裁判所が法律を解釈したときの「立法事実」が一致していれば問題ないが、両者にずれが生じて一致しない可能性もある。

(1) 立法証跡をふまえた条文解釈の発展

そのずれを少なくするためには、条文の解釈の際に、立法証跡 (legislative evidence) を参照する必要があるだろう。ヴィクトリア・ノース教授は、それを次のように解説する。

第一に、裁判で立法証跡を振り返ることなく文言を解釈した場合、テキストを読み違えるリスクが生じるおそれがある。裁判官が立法証跡を参照せず、条文のみに基づいて客観的意図を探って導いた解釈では、法律条文のテキストが本来めざした意味合いが読みとれないことも考えられる。そのリスクは、法律の制定に賛成したような社会の多数派はもちろん、否定的であった少数派の両者に影響が及ぶ²³⁾。

第二に、社会状況の変化に対して、裁判所が解釈を変更して対応するか、議会が新たに立法して対応するかを判断する際に、立法証跡を参照し

た解釈は役立つといえよう。

たとえば、1964年の市民権法第Ⅶ編は、当初、同法の制定過程の途中に、禁止される差別事由として、人種、皮膚の色、宗教、出身国に加えて、「性」を条文に盛り込めば、同法の成立に反対する者がより多くなるであろうと企図されて、修正案に挿入された²⁴⁾。結局、そうした反対派の意向は現実のものとはならず、条文は「discrimination because of race, color, religion, sex or national origin」として制定された。

このうち、「discrimination because of sex」は男女の雇用機会の均等をめざしたものであるが、具体的には雇用における女性差別を禁止するという意味であった。しかし、その後さまざまな裁判を経て、男性に対する差別も含む「性別に基づく差別」と解釈され、さらに「性」も「差別」も元来もっている意味を超えて、固定的な性別役割分担意識に基づく差別および性的指向や性自認に基づく差別も含むようになった。加えてセクシュアル・ハラスメントなど、ハラスメントも差別の形態として含まれるようになった。法律制定時には想定されていなかった sex-stereotyping, sexual orientation や sexual origin が「sex」という文言に²⁵⁾、harassment が「discrimination」という文言の意味合いに含まれるよう、解釈が発展したのである。

こうした法解釈は、文言主義の考え方では説明が難しい。市民権法第Ⅶ編が、賛成派・反対派の主張がありながらどのように合意が形成されて制定されたのかといった立法証跡を参照することで、当該条文を目的論的に解釈し、変化した社会状況において、新たな立法を待たず、裁判において権利として認められるようになったといえよう。

(2) 「憲法学としての立法学」の必要性

このように法解釈における議会の位置づけを重視するノース教授と先述したブライヤー判事はともに、議会などで豊かな実務経験をもつ。同判事は、法解釈の際は文言主義や原意主義ではなく、問題となる言葉、関連す

る条文、制定法の立法史、法的伝統、先例、制定法の目的、そして、その目的に照らして評価される結果に目を向けて、とくに「目的と結果」というツールを用いて行う方が優れていると主張した²⁶⁾。その理由として次の3点を挙げた²⁷⁾。第一に、裁判所が法律の目的を考慮することは、米国憲法の民主的な目標を促進することになるからである。第二に、議会が支援しようとした者たちのために、各制定法がうまく機能することに役立つからである。第三に、最高裁判所が立法目的を強調することによって、議会が自分たちの立法活動をよりよく遂行することの助けとなるからである。このように解釈することで、裁判所は、議会が自らの憲法上の責任を果たすことを支えるパートナーとして機能し、米国憲法を実際によりよく機能させることができるので、民主主義原理とも親和的である、という趣旨である。

ノース教授が同書で指摘したもう一つの重要な論点は、ブライヤー判事と同様、立法府の意向を無視した法解釈は、逆に、憲法構造が予定している議会の権限を阻害しているのではないかという点である。法律を制定されたときに議会が考えていた「立法事実」と、裁判所が法律を解釈したときの「立法事実」にずれが生じて一致しない場合、裁判所が事実上立法府の権限をもつことになる。今回の検討において、裁判所が法律の条文を解釈する方法によって、議会の本来の立法権の役割を損ねてしまっている可能性があることを明らかにすることができた。これをさらに深く考えるには、「憲法学としての立法学」の構築という視点が必要となろう。

この問題は、憲法の原理にかかわる重要な論争であろうか、権力を担う機関間の単なる権限争いであろうか。議会も憲法上の機関であるので、憲法学が裁判所の判決の解釈のみを行っていたのでは見えてこない「憲法学」というものがある²⁸⁾のではないだろうか。憲法構造は、権力分立は権力を担う政府機関が反発し合いおのおの別の方向に動くのではなく、憲政として「わかれているけれども一体性のある政府」を予定しているという論点である²⁹⁾。そこでは、憲法典を解釈（interpretation）するだけでは不

十分で、立法を含めて憲法構造を構築（construction）する³⁰⁾必要な場合もあり、両者はどのように調和³¹⁾するかという論点に言及することもできよう。かつての大日本帝国憲法の時代は、美濃部達吉教授など、こうした立法権のあり方、政治の進め方が憲法学としての大きな関心事であったことが想起される。

これまでの日本の憲法学界における議会と裁判所の関係についての議論は、国政調査権における独立権能性と補助的権能説の対立のほか、憲法の解釈に関する司法積極主義による「司法による立法」の問題点や、司法消極主義による「憲法の番人」として役割の不十分さを中心に展開されてきた。立法証跡を条文の解釈の際に参照することになれば、裁判所の法解釈のあり方に大きく影響するだろう。

議会では、事前の調整や妥協によって合意がめざされ、それに至らない場合にはコンセンサス方式による決定プロセスから外されて多数決方式へ移行して、円滑に運営される。各段階で示される立法者意思は断片的・分散的で、的確に把握することは困難であるかもしれない³²⁾。しかし、日本の立法は、しばしば「小さく産んで、大きく育てる」といわれるように内容がスリム化され、議員提出法案・内閣提出法案を問わず、少数者にとって重要であるが合意形成のためにあえて落とされた内容がある。たとえば、衆参各院の委員会における法案の附帯決議は、与野党の合意形成を促すために、あるいは、条文化は困難であるが重要な論点に関する立法者意思を示すために、法案の採決直前に練り上げられて決まることが多い。さらにいえば、おおむね少数派の意思に配慮されて形成される。よって、法解釈の際に立法証跡が参照されれば、少数者の権利にかかわる裁判により親和的であり、大きな影響が及ぶであろう。

加えて、議会資料の意義がますます大きくなる。会議録の作成はもちろん、その他、法案や予算などの議案審議において参考に供された資料類を体系的に整理し、保存し、公開することが期待されるだろう。

おわりに

本稿ではヴィクトリア・ノース教授の提唱する立法証跡に基づく法律の条文の解釈のあり方を検討することで、議会と裁判所の新たな憲法構造が見えてきたと思われる。「憲法規範は、統治の一部門のみによっては完全に実施されがたいことがあり、複数の部門の協力によってはじめて完全実施の可能性が生ずるという認識をもつことが必要なかもしれない³³⁾」という安西文雄教授の指摘は、たいへん示唆に富む。

さいごに、本稿のきっかけとなった2つの出会いに改めて感謝したい。

第一に、2016年秋から2019年春にかけて参加させていただいた、憲政研究会³⁴⁾での報告・討論である。同研究会は、憲政上さまざまな出来事が生じた平成年間の後期に、立法府、行政府、司法府の長を経験され（代行を含む）、かつ、すでに国会議員や裁判官などその職務を引退された6人の方々をゲストにお招きした。そこでお示しいただいた三権の長の経験知に基づく憲政の課題を、今後の憲法（学）の熟議のため、研究会のメンバーで論点整理としてまとめて発表した³⁵⁾。

この研究会に参加して、衆議院、参議院、内閣、最高裁判所は、憲法典はもちろんその機関の法令や憲法慣習、憲法判例およびその長のリーダーシップに基づいて、権力分立の意義をふまえつつ、相互間の対立が生じれば協調の道筋をさぐり、互いの日本国の「政府」の担い手という共通点を意識ししつつ、憲政を運営していることを改めて知ることができた。「憲政の実際」という視座から憲法学として考察を深める必要性が改めて良く理解できた。

第二に、ジョージタウン・ローのヴィクトリア・ノース教授との意見交換である。同教授と実際にお目にかかり、互いのバックグラウンドや問題関心が共通している点が多い³⁶⁾ことを喜びあった。同教授は、たとえば、1990年代に連邦議会上院司法委員会の法律顧問として「女性に対する暴力

防止法」の起草(施行は1994年)に尽力されたり、また、バラク・オバマ大統領の政権時にジョー・バイデン副大統領の立法調査スタッフとしてホワイトハウスの法律顧問という仕事をされたりした経験をおもちである。法律学研究者がアカデミアと実務をしばしば行き来する米国であっても、ノース教授のようなご経歴は珍しいそうである。このように、スタッフとして立法府および執行府(行政府)の長の職務の実際を身近に感じた経験があり、憲法学研究者としては、統治機構編では議会政および大統領の関係を、人権編ではジェンダー平等を中心に研究を進められている。日本でも米国でも、憲法学界は最高裁判所の判例の解釈論が中心であり、立法府、執行府(行政府)、司法府それぞれのあり方に関する先行研究は十分とはいえないことの問題意識も同感であった。政局的な分析にとどまらない、憲法政治の実態をふまえた統治構造のあり方の研究および議会政や立法学の発展の必要性も共有することができた。今後、今回の在外研究の成果をふまえつつさらに考察を深めていきたい。

- 1) 芦部信喜、高橋和之補訂『憲法〔第7版〕』(岩波書店、2019年)4-5頁。
- 2) Victoria Nourse, *MISREADING LAW, MISREADING DEMOCRACY*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 2016.
- 3) 法解釈における canon のあり方について、Anita S. Krishnakumar & Victoria F. Nourse, *The Canon Wars*, 97 Tex. L. Rev. 163-191 (2018).
- 4) 安西文雄「憲法解釈をめぐる最高裁判所と議会の関係」立教法学63号(2003年)99頁。
- 5) 蟻川恒正『憲法解釈権力』(勁草書房、2020年)5頁。
- 6) Antonin Scalia and Bryan Garner, *READING LAW: THE INTERPRETATION OF LEGAL TEXTS* (St. Paul, MN: Thomson/West, 2012).
- 7) 尾形健「立法事実」大林啓吾、見平典編『憲法用語の源泉をよむ』(三省堂、2016年)230頁。団上智也「合衆国最高裁におけるA. スカーリア判事の足跡」法政論叢53巻1号(2017年)241頁。
- 8) Lawrence B. Solum, *Originalism Versus Living Constitutionalism: The Conceptual Structure of the Great Debate*, 113 Nw. U. L. Rev. 1243 (2019). 大沢秀介『アメリカの司法と政治』(成文堂、2016年)280-287頁。芦部信喜「憲法の解釈と『生きた憲法』の観念」緑会雑誌復刊5号(1965年)9-13頁。
- 9) スティーブ・プライヤー(大久保史郎監訳)『アメリカ最高裁判所』(岩波書店、2016年)。
- 10) 福永実「アメリカにおける制定法解釈と立法資料(4)～(7)」広島法学40巻2号

- (2016年) 228-197頁, 同40巻3号(2017年) 348-322頁, 同40巻4号(2017年) 188-156頁, 同41巻1号(2017年) 298-269頁。
- 11) アントニン・スカリア(中川丈久訳)「法律解釈における立法史の利用について」ジュリスト1129号(1998年) 77-86頁。
 - 12) 司法積極主義の政治的構築について, 見平典『違憲審査制をめぐるポリティクス』(成文堂, 2012年)。
 - 13) 中川丈久「法律解釈における立法史の利用について 解題」ジュリスト1129号(1998年) 83頁。
 - 14) 松井茂記「アントニン・スカリア裁判官の司法哲学・憲法理論」アメリカ法263号(1994年) 77頁。
 - 15) 大林啓吾, 横大道聡「連邦最高裁判官と法解釈」帝京法学25巻2号(2008年) 162頁。
 - 16) Nourse, *supra* note 2 at 34-63.
 - 17) Nourse, *Id.* at 64-181.
 - 18) 芦部信喜「憲法訴訟と立法事実」同『司法のあり方と人権』(東京大学出版会, 1983年) 215頁。
 - 19) かつての, ジョー・バイデン連邦議会上院司法委員長とヴィクトリア・ノース同司法委員会法律顧問(いずれも当時)との, 米国における銃規制の立法化に向けた「moose」と「guns」のやりとりに関するエピソードについて, Nourse, *supra* note 2 at 14.
 - 20) Mark Greenberg, *How Facts Make Law*, UCLA School of Law Research Paper No. 05-22, 157-198 (2004). 松橋和夫「アメリカ連邦議会上院の権限および議事運営・立法補佐機構」レファレンス627号(2003年) 44-71頁。同「アメリカ連邦議会上院における立法手続」レファレンス640号(2004年) 7-36頁。
 - 21) 江橋崇「立法事実論」芦部信喜編『講座憲法訴訟 第2巻』(有斐閣, 1987年) 82頁。
 - 22) Victoria Nourse, *Picking and Choosing Text: Lessons for Statutory Interpretation from the Philosophy of Language*, 69 Fla. L. Rev. 1409-1437 (2017).
 - 23) Victoria Nourse, *The Constitution and Legislative History*, 17 U. Pa. J. Const. L., 357-362 (2014).
 - 24) 相澤美智子『雇用差別への法的挑戦』(創文社, 2012年) 69-71頁。
 - 25) Victoria Nourse, *Textualism 3.0: Statutory Interpretation After Justice Scalia*, 70 Ala. L. Rev. 680 (2019).
 - 26) ブライヤー・前掲注9, 104頁。
 - 27) ブライヤー・同上, 111-120頁。
 - 28) Victoria Nourse, *Misunderstanding Congress: Statutory Interpretation, the Supermajoritarian Difficulty, and the Separation of Powers*, 99 Geo. L. J., 1177 (2011).
 - 29) Victoria Nourse, *Underwrites, Overrides, and Recovered Precedents*, 104 Va. L. Rev. Online 99-100 (2018).
 - 30) 大林啓吾「判決の余韻」千葉大学法学論集33巻1号(2018年) 149頁。
 - 31) 大林啓吾「時をかける憲法」帝京法学28巻1号(2009年) 154頁。
 - 32) 赤坂幸一「立法事実と立法資料：司法判断の理由付け」法学セミナー759号(2018年)

90頁。

- 33) 安西文雄「憲法解釈をめぐる最高裁判所と議会の関係」立教法学63号(2003年)99頁。
- 34) メンバーは大石眞(代表)、大山礼子、山元一、曾我部真裕、大西祥世(敬称略)。協力は政策シンクタンク PHP 総研。
- 35) 憲政研究会「憲政の課題—『三権の長』の経験知に基づく論点整理—」(2019年) <https://thinktank.php.co.jp/policy/5657/>。
- 36) ノース教授と筆者とは、憲法学研究者であることのほか、立法府と行政府の双方でスタッフとしての実務経験があることなどが共通する。筆者は、ノース教授ほどの経験も知見ももたないが、参議院議長秘書などを務めた際の研究をもとに、『参議院と議院内閣制』(信山社、2017年)を発表した。その後の内閣府男女共同参画局職員としての勤務では、国連機関の事務局や米国政府機関など政策情報の国際的な調査などを担当した。また、古い話であるが、日本におけるDV法案の起草段階(施行は2001年)の当時、ジョージタウン・ローのDVクリニックを拠点に調査・研究を行った。さらに、同クリニックの主任教授でDV法廷では最先端の研究者のデボラ・エプスタイン教授を東京にお招きして衆参両院の議員との検討会を開催し、国会審議への情報提供を行った。これらの成果は、大西祥世、NMP研究会編『ドメスティック・バイオレンスと裁判—日米の実践—』(現代人文社、2001年)として刊行された。